

区分	業務内容		業務報酬 (消費税別途)	
相談料	初回	2時間まで	無料	
	2回目以降	1時間あたり	20,000円	
※以下のサービスをご利用にならずタイムチャージする場合				
試算サービス	基本報酬	お伺いした内容に基づき相続税額を試算します。 (算定根拠となる資料の確認等はいりません)	【相続税基本報酬の5%】 最低報酬 60,000円	
	加算報酬	土地 概算 (1利用単位あたり) 非上場株式 概算 (詳細な財産評価を行う場合は相続税申告報酬に準じます)	30,000円 30,000円～	
対策案	基本報酬	遺産分割及び相続税額について対策案を提案します。 (原則として試算サービス後の業務となります)	【相続税基本報酬の10%】 最低報酬 50,000円	
	加算報酬	下記「ご確認いただきたい事項」をご参照ください。	別途ご相談	
相続税申告	遺産総額による基本報酬		(超) ～ (以下)	
			～ 5千万円	
			5千万円 ～ 7千5百万円	
			7千5百万円 ～ 1億円	
			1億円 ～ 1億5千万円	
			1億5千万円 ～ 2億円	
			2億円 ～ 2億5千万円	
			2億5千万円 ～ 3億円	
			3億円 ～ 4億円	
			4億円 ～ 5億円	
			5億円 ～ 7億円	
			7億円 ～ 10億円	
			10億円	
			別途ご相談	
	加算報酬	相続人の数	4人目より1人あたり	【相続税基本報酬の10%】 最低報酬 50,000円
		土地の評価	1利用単位あたり	60,000円～
		建物の評価	1利用単位あたり	-
	非上場株式評価	1社あたり	150,000円～	
	公社債等の評価	1評価単位あたり	10,000円～	
	その他の財産評価	1評価単位あたり	30,000円～	
	(貸付金・ゴルフ会員権・生命保険の権利・商標権等・家財等で評価の必要な財産)			
	遺産分割協議シミュレーション		50,000円～	
	遺産分割協議が申告期限までにまとまらない場合の更正の請求		1人あたり 50,000円～	
	修正申告		1人あたり 50,000円～	
	延納申請		100,000円～	
	物納申請		150,000円～	
	準確定申告		50,000円～	
	調査の立会	半日/人	33,000円	
	(事前準備・打ち合わせ・調査後の交渉業務を含みます)			
	ご契約から申告期限までが3か月以内の場合		基本報酬の20%相当額	

## ご確認いただきたい事項

### <共通事項>

- \* お話を十分伺ったうえで、上記の報酬計算テーブルを参考にお見積もりを提出し、ご説明をさせていただきます。
- \* 財産評価や権利関係が複雑な場合や、遺産の数や種類が多く調査及び評価に時間を要する場合等は、料金を加算させていただきます。
- \* 遺産分割案のシミュレーションが多岐にわたる場合には、料金を加算させていただきます場合があります。
- \* 上記の遺産総額とは、負債控除前の全遺産の評価額の合計額で、小規模宅地の特例、農地等に係る納税猶予の特例、生命保険、退職金の非課税の規定等各種評価減の適用前の金額とします。
- \* 以下の費用は上記報酬には含まれておりませんので、弊所又は依頼先から別途請求いたします。
  - ・首都圏以外でのお打ち合わせに要する旅費、交通費等の実費
  - ・戸籍謄本・除籍謄本などの取得実費
  - ・不動産の登記簿謄本、測量図等の取得実費
  - ・土地評価等のための現地調査に要する旅費、交通費等の実費
  - ・金融機関の残高証明書の取得代行報酬
  - ・不動産所有権移転登記に要する登録免許税（不動産の価額の4/1000）等、財産の名義変更に伴う税金、実費
  - ・弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬及びその実費
  - ・不動産鑑定評価を行う場合の鑑定報酬及びその実費
  - ・相続人ごとに個別にご説明等が必要な場合。
  - ・不動産仲介、不動産コンサルティングに要する費用
  - ・ファイナンシャルプランニングに要する費用
  - ・譲渡所得税、贈与税申告に要する報酬
  - ・法人設立及び運営に関する費用
- \* 申告や財産評価、お打合せ等に必要資料等の収集及びご提供、ご説明が十分でない場合、最適な申告等が行えない場合や、申告等の業務を遂行できない場合があります。

### <対策案のご提案について>

- \* 以下の場合等においては、報酬を加算させていただく場合があります。
  - ・検討及び実施が長期にわたる場合
  - ・ご提案が多岐にわたる場合
  - ・ご提案の実施に特別な検討が必要な場合

### <相続税申告業務について>

- \* ご相続の発生後、相続税の申告業務が完了するまでの業務です。  
初回のご相談から、資料の確認、財産の評価、相続税試算、遺産分割案の策定及び相続税の申告等が含まれます。
- \* 試算サービスや対策案の提案業務を委託いただいた場合は、一定の割引がございます。
- \* ご契約時に10万円を申し受け、遺産総額の概算が算出された時点で、その遺産総額等から算出した報酬総額の半金（契約時の10万円を含む）を、お約束した業務がすべて完了した時点で、最終的な遺産総額や依頼業務から算出した報酬額から、すでにお預かりしている金額を控除した金額を申し受けます。  
（なお税務調査等、後発的な業務については、この限りではありません。）